

申告会場にお越しいただく際には、次のものをご持参ください。

対象者	持参するもの
●全員	本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証・保険証など)
●事業所得(農業・営業等)や不動産所得のある人	「収支内訳書」または「月別集計表」などの、収入や必要経費を整理したもの
●給与所得がある人	給与所得の源泉徴収票
●公的年金を受給している人	公的年金などの源泉徴収票
●一時所得(生命保険一時金、損害保険返戻金など)や雑所得(個人年金など)がある人	収入や必要経費が確認できるもの
●生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人	支払証明書
●国民年金の控除を受ける人	保険料控除証明書
●医療費控除を受ける人	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
●障害者控除を受ける人	身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
●肉用牛の免税を受ける人	肉用牛売却証明書
●住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける人	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
●所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する人	口座番号・通帳登録印

申告に必要なもの

※源泉徴収票や各種証明書は必ず原本をご持参ください。
 ※事業所得(農業・営業など)、不動産所得の収支内訳書・月別集計表や医療費控除明細書は事前で作成の上、会場にお越しください。未作成の場合、ご自身で計算を行っていただいた後に、申告相談を受けるため、時間を要することとなります。様式は、税務課・各支所市民生活係に用意しています。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

記名
●受け付けで、住所・氏名・連絡先の記入をお願いします。

消毒・換気
●会場入り口にアルコール消毒液を設置するとともに、会場内の定期的な換気を行います。また、申告会場に設ける控室の席数を縮小します。

検温
●入室の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入室をお断りします。

郵送
●感染防止対策の一環として、住民税申告を行う人は、郵送での提出を推奨しています。郵送提出を行う場合は、税務課または各支所市民生活係へ送付してください。その際、申告書の控えを返送するため、切手を貼り宛名を記載した返信用封筒を同封してください。(同封がない場合、申告書の控えは送付しません)

新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力ください



申告準備はお早めに!

市・県民税の申告相談

税務課 市民税係 ☎ 0824-73-1146

市・県民税の申告時期が近づいてきました。地域ごとに10ページから12ページの日程で実施します。申告が必要な方は、期間内に申告してください。

**申告相談
受付期間**

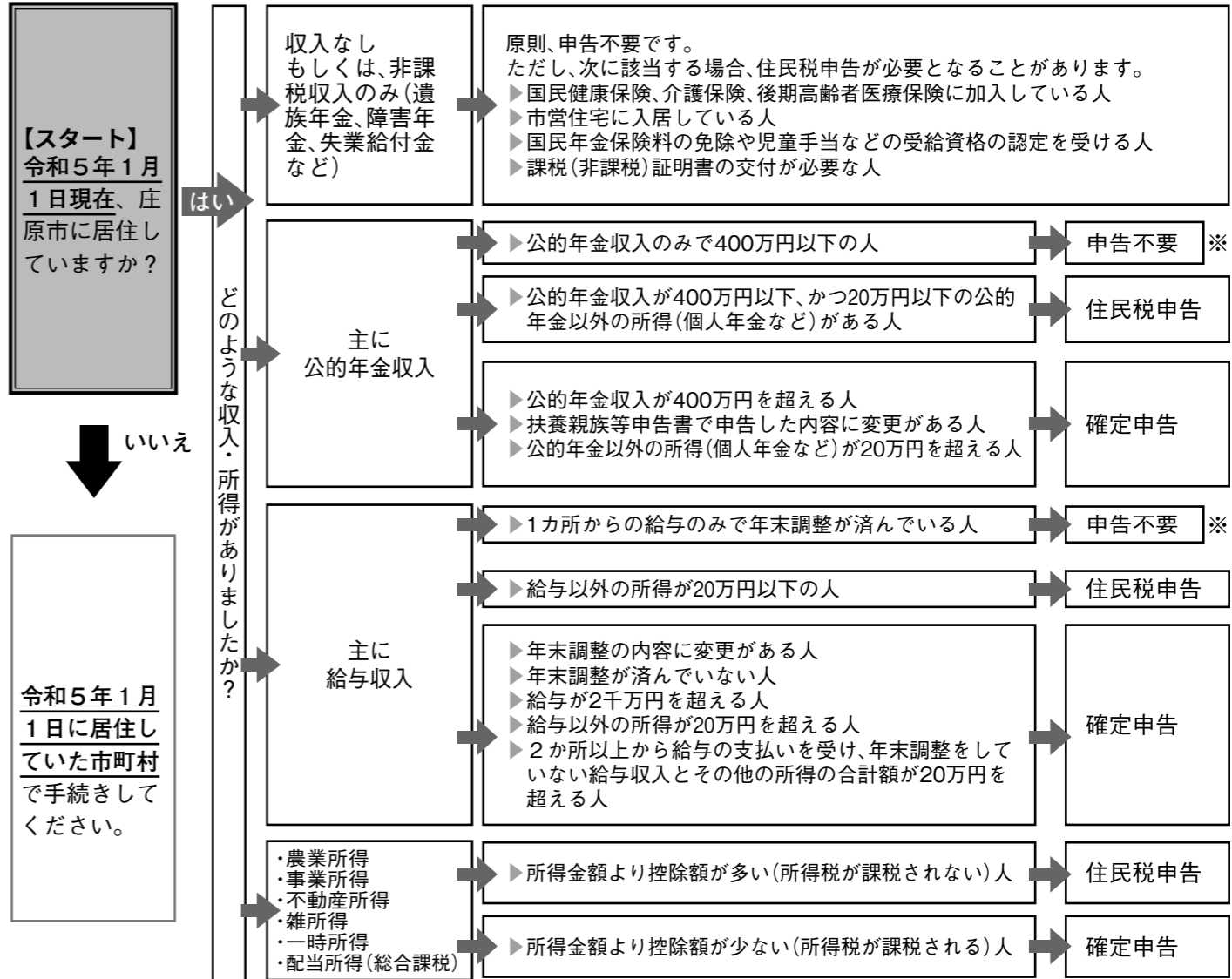
2月16日(木)

▼

3月15日(水)

確認してみよう!
申告フローチャート

まずは、次のフローチャートで申告手続きが必要かどうかを確認してみましょう。
 ●次の場合は、庄原税務署での確定申告が必要です。
 ・青色申告の人
 ・土地、建物や株式の譲渡所得がある人(3月以降に税務署で受け付け)
 ・先物取引による所得や山林所得がある人
 ・太陽光発電による売電収入のある人
 ・雑損控除や住宅借入金等特別控除(1年目)がある人
 ●税務署に確定申告書を提出した人は、住民税申告を行う必要はありません。
 ●フローチャートに沿わない場合もあります。不明な点はお問い合わせください。



※所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告もしくは住民税申告が必要です。

各地域の申告相談会場

各地域の割り当て日、受付時間を確認の上、必ず受付時間内にお越しください。
受け付け開始直後は大変混み合いますので、時間をずらしての来場をおすすめします。
※表中の事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象とします。
※西城地域の簡易申告日は、原則、年金所得のみの人や給与の還付申告などの簡易な申告をする人を対象とします。

税務署から新型コロナウイルス感染リスク軽減のためお願い

◆確定申告会場は大変混み合います。
感染リスク軽減のため、自宅からスマートフォンやパソコンで申告できるe-Taxをぜひご利用ください！
◆給与所得以外に雑所得や一時所得がある人など、多くの人がスマホ専用画面を利用できます。

申告書の作成はこちらから↓



税務署へ来場する場合は

◆確定申告会場の混雑緩和のため、入場するには当日庄原税務署で配布する「入場整理券」が必要です。
※配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。
◆入場整理券はLINEで事前発行できます。
国税庁LINE公式アカウント「友だち追加はこちら」から↓
◆不動産の売却や贈与税の申告相談は、3月1日(水)15日(水)です。(土・日曜日除く)

問い合わせ

●住民税申告に関すること
●各申告相談会場に関すること
税務課市民係
☎0824・73・1146
各支所市民生活係
(連絡先は各日程表に記載)
●確定申告に関すること
庄原税務署
☎0824・72・1001



口和地域		東城地域		西城地域		庄原地域	
会場	口和自治振興センター第2会議室 ☎0824-87-2112	会場	東城支所3階大会議室 ☎08477-2-5121	会場	西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124	会場	市役所本庁舎3階防災対策室 ☎0824-73-1146
月日	受付:9時~11時30分・13時~16時	月日	受付:8時30分~11時・13時~16時	月日	受付:9時~11時30分・13時~16時	月日	午前(受付:8時30分~11時30分) / 午後(受付:13時~16時30分)
2/16(木)	伊与谷、岩根、川東、藤根	新免、三坂	入江(小別当、入江住宅、的場、十日市上) 油木(上組、平組、灰庭)	2/16(木)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川	
17(金)	永石、永沢、一日市	戸宇	入江(ひばり団地、荻野、小坂、胎蔵寺) 油木(石原組、衣木組、中組、門平組)	17(金)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町	
20(月)	池津、矢淵、湯木市場	帝釈未渡、帝釈始終	大屋(大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷高尾(下高尾))	20(月)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田	
21(火)	元恒、出雲石	帝釈山中、帝釈宇山	大屋(寺谷、三田、二本板、黒谷上、黒谷下、上今西、今西住宅) 高尾(上高尾、植木)	21(火)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平 盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行	
22(水)	宮下、宮下ハイツ、大久保	森	八鳥(八日市上、八日市下、清正、隠地、日南、小原谷)	22(水)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町	
24(金)	中郷、福祉村、深屋	川鳥、保田	八鳥(重国谷、法京寺、内京、奥八鳥) 中迫	24(金)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町	
27(月)	宮沖、永田市場、大塩	田黒、菅、受原	※簡易申告日(西城、大佐、中野地域で給与・年金所得のみの人)	27(月)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈	
28(火)	金田本谷、塩谷	竹森、千鳥	平子(奥名上、奥名下、中平子、土井原) 三坂(上市場、下市場)	28(火)	高町のうち 貝六 小用町	川西町	
3/1(水)	石谷、下金田	内堀、小串	平子(竹原上、竹原下、竹之河内、馬場瀬、丑之河) 三坂(三坂中東、三坂中西、岩根)	3/1(水)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町	
2(木)	常定	小奴可(川より西)、塩原	中野(下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段)	2(木)	木戸町	高茂町 水越町	
3(金)	田口、熊谷、紙谷、桑垣内	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷	中野(兼利、胎蔵寺、荒横住宅、中野住宅、西城病院、小原、大原山)	3(金)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目	
6(月)	中組、大草黒谷、宮内市場	粟田(中区・北区)	※簡易申告日(西城、大佐、中野以外の地域で給与・年金所得のみの人)	6(月)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町	
7(火)	木原後庵、向住	粟田(東区・南区)	粟(粟上、粟中、粟沖) 熊野(別所、田鋤、梶谷)	7(火)	宮内町	板橋町	
8(水)	日南、吉木	久代	粟(粟下、大戸1~2) 熊野(長者原、下尺田、中尺田、上尺田)	8(水)	新庄町 西本町四丁目 大久保町	是松町 高門町	
9(木)	皆原、岡組、上組	東城	西城(横町1~2、本町、中町) 小鳥原(一の組、地明)	9(木)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町	
10(金)	大佐古、原畑、大月市場	川西(宮平、比奈、上市、新丁、川西下)	西城(十日市上・中・下、明神町1~3) 小鳥原(仲仙道、保賀谷、坂根)	10(金)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町	
13(月)	竹地本谷、楨原	川西(陰地、上記以外)	大佐(五日市1~3、五日市中、中央区、五日市上) 福山	13(月)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町	
14(火)	芦原、麻志、落合、真金原	川東(久松、下1~6)、福代	大佐(松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖)	14(火)	中本町二丁目 東本町一丁目 東本町二丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町三丁目 東本町四丁目 西本町二丁目	
15(水)	事務整理日(申告書の再提出・補完等)	川東(上記以外)	事務整理日(申告書の再提出・補完等)	15(水)	事務整理日(申告書の再提出・補完等)		

市税・保険料の納期限のお知らせ



- 市県民税4期
- 国民健康保険税7期
- 介護保険料8期
- 後期高齢者医療保険料7期

●税金を納期限までに納付しなかった場合、延滞金が加算されたり、財産の差押など滞納処分を受けたりすることがあります。納付でお困りの際は収納課に相談してください。



収納課収納係 ☎0824-73-1511

	総領地域	比和地域	高野地域
会場	総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063	比和自治振興センター 2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115
月日	受付:9時~11時30分・13時~16時	受付:9時~11時30分・13時~16時	受付:9時~11時30分・13時~16時
2/16(木)	黒目	布見	新市(別所上市、和手川、東半戸)
17(金)	亀谷(亀谷イ・ロ、小坂上・下)	永原	新市(市原、川角、新町、土手)
20(月)	亀谷(本谷上・下、高田、段畑、土居)	山王	新市(札場、祇園町、下本町)
21(火)	上領家・五箇(矢谷、上野、竹の下、栃木、牛の子谷)	石ヶ原、越原	新市(上本町、西町)
22(水)	五箇(宮本、万我、田野河内、松山、田尻、砂、徳原)	古頃上、古頃下、中先途、甲之邑	新市(殿垣内)南
24(金)	中領家・亀谷(五郎丸)	木屋原上、木屋原中、木屋原下	和南原(篠原、深石)
27(月)	下領家(山崎の里、千戈、八幡)	小和田南	和南原(隣組、水谷、貝崎)
28(火)	下領家(光、庚申、巴)	小和田東	和南原(寸為、和南原開拓、三沢、奥三沢)
3/1(水)	稲草(敷尾、長谷上・下、上市下・中・東・西、平井川の里、大谷、森藤、新制、日南の里)	小和田北、絞り	岡大内
2(木)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	福田上	奥門田
3(金)	稲草(新町上・下、本町上・下、かじや小路)	福田下	上里原
6(月)	稲草(川井町上・下、馬場)	元常	下門田
7(火)	稲草(田総の里東・中・西組)	比和谷	中門田
8(水)	稲草(郷原、下市の里、五萬の里、ともいきの里)、木屋	比和上、比和中、比和下	高暮
9(木)	全域(予約制)	予備日 (やむを得ず、指定の日程に申告相談ができない人)	下湯川(下湯川中、下湯川下)
10(金)	申告相談希望日の前日までに、総領支所市民生活係(☎0824-88-3063)まで電話などで予約をしてください。		下湯川(土居、尻無)
13(月)			上湯川(俵原・餅実、笹谷)
14(火)			上湯川(郷原、上湯川中)
15(水)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)